

令和 8 年度

登山支援拠点「トレイルステーション神戸」管理運営委託業務
にかかる公募型プロポーザル実施要領

神戸市経済観光局観光企画課

1 本事業の目的と概要

令和5年度に本市が開始した「神戸登山プロジェクト」の拠点として、都心・三宮から最も近い登山口であり、再度山・摩耶山方面など主要な登山ルートへつながる布引エリア（JR新神戸駅）に設置した、登山支援拠点「トレイルステーション神戸（以下「拠点」という。）」の管理運営業務を委託するものである。

業務の遂行にあたっては、以下の点を遵守すること。

- ・神戸市民及び神戸への来街者をターゲットに、神戸の山の魅力を伝え、登山の楽しみ方を提案し、安心して山歩きができるようサポートすること等を通じ、登山文化を振興する拠点施設の管理運営を行うこと。
- ・拠点の設置趣旨を踏まえ、本市の「神戸登山プロジェクト」をはじめとした関連事業との連携を円滑に行うこと。
- ・神戸登山に関する民間活動支援の役割を果たすこと。

2 業務内容に関する事項

（1）業務内容

別紙仕様書案のとおり

（2）事業規模（契約上限額）

金 8,000,000 円（消費税含む）

※上記金額には、有償の電気設備使用料を含む。

（3）契約期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

（4）費用分担

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、本市は、契約金額以外の費用を負担しない。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容については、契約締結予定者と提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議を行ったうえで、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（2）委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

（3）契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) 契約保証金に関する事項

契約保証金の額は、神戸市契約規則第 24 条第 1 項の規定により契約金額の 100 分の 3 以上の額とする。ただし、神戸市債又は国債の提供をもって契約保証金に代えることができる。また、履行保証保険契約の締結を行った場合、その他、規則第 25 条の規定に該当する場合は、契約保証金の納付は免除する。

(5) 本公募に基づき契約を締結した事業者が良好に契約を履行していると認められる場合は、次年度以降においても、最大 3 年間（令和 10 年度まで）を目途に、同事業者を本業務の契約相手方とすることを優先的に検討する。ただし、各年度において本業務にかかる予算が成立しない場合は、この限りでない。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 経営状態が窮境にある者（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続開始の決定がされている者、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生計画認可の決定されているものを除く。）でないこと。
- (3) 参加申請関係書類の提出期間の最終日から契約候補者選定までの間に、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと。
- (5) 業務運営に関し、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること。
- (6) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (7) 本業務の遂行にかかる関係者等との連絡、調整、打合せ等を円滑に行い得る能力を有していること。

5 事業者選定スケジュール（予定）

(1)	公募型プロポーザル実施要領等の配布開始	令和 8 年 1 月 16 日（金）
(2)	質問期限	令和 8 年 1 月 30 日（金） 17 時まで
(3)	質問への回答	令和 8 年 2 月 6 日（金）
(4)	企画提案書の提出期限	令和 8 年 3 月 3 日（火） 17 時まで
(5)	（必要に応じ書類選考実施の上、） 企画提案会参加の可否を通知	令和 8 年 3 月 6 日（金）
(6)	企画提案会（プレゼンテーション審査）	令和 8 年 3 月 13 日（金）
(7)	委託予定事業者の決定	令和 8 年 3 月中旬
(8)	契約締結	令和 8 年 4 月 1 日

6 公募型プロポーザル実施要領等の配布

神戸市ホームページの「事業者募集」のページ

(<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>) に掲載して配布する。

※郵送による交付は行わない。

※ダウンロード出来ない場合にはEメールにて送付しますので、下記「11 問い合わせ及び書類の提出先」のメールアドレスまで問い合わせください。

7 本公募に関する質疑

(1) 提出期限

郵送、持参またはEメールにより、令和8年1月30日（金）17時まで（必着）

※持参による場合の受付時間は、開序日（土曜日、日曜日及び祝日を除く）の9時から12時まで
及び13時から17時まで。

(2) 提出場所

神戸市経済観光局観光企画課（三宮ビル東館9階）

(3) 提出書類

質問書（様式1号）

※紙またはデータのいずれでも可。

(4) 質問に対する回答

回答日：令和8年2月6日（金）（予定）

回答方法：全ての質問をとりまとめ、質問者を特定しない形式で、神戸市ホームページの「事業者募集」のページ (<https://www.city.kobe.lg.jp/a57337/business/recruit/index.html>) 内に掲載する。質問が無かった場合は、その旨を掲載する。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限

郵送、持参またはEメールにより、令和8年3月3日（火）17時まで（必着）

(2) 提出場所

神戸市経済観光局観光企画課（三宮ビル東館9階）

(3) 提出書類

次の①～⑨に掲げるものを、A4サイズの紙及びデータ（PDF形式）で提出すること。

※データ容量が大きく、送付できない場合は連絡すること。

①会社又は団体の概要（様式任意）

②登記簿謄本又は登記事項に関する全部証明【写し可】

③国税の納税証明書（その3の3）【写し可】

④印鑑証明書【原本】

⑤神戸市契約事務等からの暴力団関係者排除に係る誓約書（様式2号）

⑥共同企業体結成届出書（様式3号）

共同企業体を結成する場合のみ提出すること。

⑦見積書及び積算根拠

業務内容に係る費用の内訳について積算根拠とともに記載すること（※）。また、自主事業において有料サービスの提供を行う場合は、有料サービスにかかる売上試算についても記載すること。

※積算においては、仕様書案「第4 その他遵守すべき事項」（2）①に定める著作権譲渡についても考慮すること。

⑧企画提案書

以下の項目を必ず記載すること。

ア) 仕様書の「第2 業務委託内容」2（3）～（7）に掲げる各業務及び「第3 自主事業の実施」にかかる具体的な手法・工夫について提案すること。

イ) 業務実施体制（本業務の実施における全体的な人員等の体制、業務責任者の配置）

ウ) 業務実施スケジュール

エ) 類似業務の受託実績（実施期間、業務内容等）

⑨その他補足資料

<注意事項>

・①～⑤は、共同企業体の場合は構成員すべてについて提出すること。また、発行済株式の全部を保有する親会社が存在する場合は、その親会社のものも提出すること。

・②～④は提出日時点で発行日より3か月以内のものであること。

・②～⑤は、令和7年度神戸市競争入札参加資格を有することの分かる資料を提出した場合は、提出省略可。

※提案事業の継続的な実現可能性等の判断のため、本市より以下の資料の提出を追加で求められた場合は、すみやかに提出すること。

直近3カ年の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、注記表、附属明細書、有価証券報告書（有価証券報告書提出会社に限る。）、連結計算書類（連結計算書類作成会社に限る。）、直近の法人税の確定申告書（勘定科目内訳書を含む）

9 選定方法・結果の通知

（1）提出資料に関するヒアリングは必要に応じて実施する。

（2）書類選考

提案事業者が5者を超える場合は、企画提案会に先立ち、書類選考を実施することがある。

書類選考を実施する場合は、（5）に掲げる評価基準により提出書類の内容審査を行い、選定委員の評価点の合計が上位5者の事業者が企画提案会に参加できるものとする。

書類選考結果は、応募書類の提出者全員にEメールにて結果を通知する。

(3) 企画提案会（プレゼンテーション審査）

①日時：令和8年3月13日（金）（予定）

②場所：神戸市役所内

③内容：企画提案書等に基づくプレゼンテーション（質疑応答を含む）

（15分程度、質疑応答は別途）

※説明は本業務に携わる者（責任者又はこれに準ずる者）が行うこと。

(4) 選定結果の通知

令和8年3月中旬に、応募書類の提出者全員に結果を通知予定。

プレゼンテーションの内容を（5）に掲げる評価基準によって評価し、選定委員の評価点の合計が最も高い事業者を委託予定事業者として決定する。

(5) 評価基準

下記①～⑧の項目について、各委員が100点満点で評価する。

①登山支援拠点の魅力・満足度向上（25点）

②普段登山をしない層へのアプローチを含めた、登山支援拠点の認知度向上（20点）

③スタッフの知識・ホスピタリティ（15点）

④継続的な事業実現可能性（実施体制）（10点）

⑤類似業務の実施実績（5点）

⑥神戸市内に本店があるか（10点）

※神戸市内に支店がある場合は5点。共同企業体の場合は、代表企業および構成員すべての本店が神戸市内にある場合は10点、代表企業および構成員のいずれかの本店が神戸市内にある場合は5点。

⑦見積金額評価（10点）

※次の形式により算出し評価するものとする。

価格点（10点満点）＝ $10 \times (\text{提案事業者のうち最低見積価格} \div \text{見積価格})$

⑧自主事業の売上によるさらなる利用者満足度向上策（5点）

(6) 評価基準の補足

・評価点の合計が6割に達していない場合又は評価項目のうち「④継続的な事業実現可能性（実施体制・財務体制等）」の点数が6割に達していない場合は、委託予定事業者として選定しない。提案事業者が1者であっても同様の扱いとする。

・委託予定事業者の辞退又は協議不調のときは、企画提案会における選定で順位付けられた上位の者から順に契約の締結の協議を行う。

・各委員の点数の合計点が最も高い事業者が複数あった場合は、次の項目の順により順位を決定する。

ア) （5）に掲げる評価項目のうち「①登山支援拠点の魅力・満足度」の合計点数が最も高い者

イ) ①が同点の場合は、評価項目のうち「②普段登山をしない層へのアプローチを含めた、登

山支援拠点の認知度向上」の合計点数が最も高い者

(7) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

10 その他の注意事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (2) 市は、選定結果の如何に拘らず、提出書類を返却しないものとする。
- (3) 市は、提出書類を、審査・事業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない。ただし、神戸市情報公開条例（平成13年7月条例第29号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (4) 次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。
 - ・選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求める
 - ・他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと
 - ・事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
 - ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
 - ・提出書類について、期限を超過しての提出、提出物・記載内容の不足、2通以上の提出があること
 - ・その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと
- (5) 提出後の記載内容の変更や2通以上の企画提案書の提出は認めないものとする。
- (6) 本公募は令和8年度神戸市一般会計予算の成立を前提に行うものであり、予算が成立しない場合には、この募集に基づく委託契約を締結しないことがある。
- (7) 応募後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の本公募への参加は無効とする。

11 問い合わせ及び書類の提出先

住所：〒651-0087 神戸市中央区御幸通6-1-12 三宮ビル東館9階

神戸市経済観光局観光企画課 担当：林・古本

電話：078-984-0361

電子メールアドレス：kobe_tourism_03@city.kobe.lg.jp